

学位規程

(目的)

第 1 条 この規程は、関西医療大学学則（以下「大学学則」という。）第 3 2 条及び関西医療大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 2 9 条の規定により、関西医療大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

保健医療学部	はり灸・スポーツトレーナー学科	学士（鍼灸学）
	理学療法学科	学士（理学療法学）
	作業療法学科	学士（作業療法学）
	ヘルスプロモーション整復学科	学士（保健医療学）
	臨床検査学科	学士（保健衛生学）

保健看護学部	保健看護学科	学士（看護学）
--------	--------	---------

3 修士の学位に付記する専攻分野の種類は、次のとおりとする。

保健医療学研究科	保健医療学専攻	修士（保健医療学）
----------	---------	-----------

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、大学学則第 3 1 条の定めるところにより、本学で卒業を認定された者に対して、学長が授与する。

(修士の学位授与の申請)

第 4 条 修士の学位を受けようとする者は、特別研究科目指導教員及び保健医療学研究科長（以下「研究科長」という。）を経て学長に申請するものとする。

2 前項の学位の申請をすることができる者は、本大学院修士課程に大学院学則に定める年限以上在学している者で、所定の単位を修得した者又は学位論文審査の終了までに所定の単位を修得する見込みの者でかつ必要な研究指導を受けた者とする。

(学位論文等の提出)

第 5 条 修士の学位を申請する者は、研究科長を経て、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書
- (2) 履歴書
- (3) 論文目録
- (4) 学位論文
- (5) 学位論文内容の要旨
- (6) 参考論文
- (7) その他学長が定める書類

2 前項各号の書類の部数は、学長が定める。

3 審査のため必要があるときは、論文の追加、標本、その他の資料等の提出を求めることがある。

4 受理した書類は、返還しない。

(論文審査及び最終試験)

第 6 条 修士の学位論文を受け付けたときは、研究科長は、速やかに履歴書、論文目録、学位論文及び学位論文内容の要旨を論文審査委員会に配付し、その審査を付託するものとする。

2 主査 1 名、副査 2 名からなる論文審査委員会は、論文審査及びこれに関連のある学科目について最終試験を行い、修士の学位授与に値するか否かの意見を添えて文書で研究科長を経て大学院教授会に報告しなければならない。

3 前項の場合において、主査は、必要があると認めるときは、論文審査委員以外の指導教員を加えることができる。

4 論文審査委員会が適用する学位論文の評価基準については、別に定める。

(審査の期間)

第 7 条 修士の学位論文の審査及び試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(学位授与の議決)

第 8 条 大学院教授会は、第 6 条の報告に基づき、学位を授与できるか否かを判定する。

2 大学院教授会において必要があると認めるときは、教授以外の指導教員を出席させて前項の判定を行うことができる。

3 第1項の判定は、大学院教授会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(修士の学位授与の要件)

第9条 学長は、第8条の判定に基づき学位授与が認められた者に対しては、大学院学則第29条の規定により修士の学位を授与する。

2 学長は、前項の学位を授与すべき者に学位記を授与する。

3 学位を授与された者が、学位の名称を用いる場合には、次のように本学名を付記するものとする。

関西医療大学修士（保健医療学）

(学位授与の取消)

第10条 学位を授与された者が、不正な方法により修士の学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の榮譽を汚辱する行為があったときは、学長が大学院教授会の意見を聴いて、既に与えた修士の学位を取り消し、学位記を返納させることがある。

2 大学院教授会において、前項の議決を行う場合に当たっては、その構成人員の4分の3以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成を要する。

(学長への委任)

第11条 この規則ならびに他の規則に別段の定めがあるものを除くほか、学位について必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生より適用する。

附 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年1月17日から施行する。